

東京都水道局契約後 V E 実施要綱

平成 19 年 4 月 1 日施行
(18 水経契第 428 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都水道局（以下「水道局」という。）が発注する建設工事において、民間の技術開発を積極的に活用することにより建設コストの縮減を図るため、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく契約金額を低減することを可能とする施工方法等に関する設計図書の変更について行う提案（以下「V E 提案」という。）を受け付ける契約後 V E を実施するに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第 2 条 契約後 V E の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、競争入札により契約を締結する建設工事のうち、予定価格が、建築工事にあっては 5 億円以上、土木工事にあっては 4 億円以上、設備工事にあっては 1 億 2 千万円以上の各工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、工事を総括する部（経理部、浄水部、給水部、建設部及び多摩水道改革推進本部施設部をいう。以下同じ。）の長（以下「工事総括部長」という。）は、前項の対象工事以外の工事について、経理部長と協議の上、契約後 V E を実施することができる。

(V E 提案を求める範囲)

第 3 条 V E 提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により契約金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、原則として V E 提案の範囲に含めないものとする。

工期の延長等施工方法等を除く施工条件の変更を伴う提案

水道局工事請負契約約款（東京都水道局財務規程（昭和 35 年東京都水道局管理規程第 22 号。以下「規程」という。）第 243 条第 5 項の規定に基づく工事請負契約に係る標準契約書をいう。以下「約款」という。）第 17 条の規定に基づき条件変更が確認された後の提案

入札時に競争入札参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

前各号に掲げるもののほか、工事総括部長が別に定める提案

(入札公告等において示す事項等)

第 4 条 契約後 V E を行おうとする場合は、入札公告、入札公示又は発注予定工事の事前公表において、契約後 V E の対象工事である旨及びその実施の方法を示すものとする。

2 契約後 V E の対象工事に係る契約を締結する場合は、約款に、V E 提案をすることができる旨並びに V E 提案が適正と認められた場合の設計図書の変更及び契約金額の変更手続に関する条項を追加するものとする。

(V E 提案書の提出等)

第 5 条 V E 提案は、契約の相手方に、工事総括部長が別に定める V E 提案書の提出をもって行わせるものとする。

2 V E 提案書の提出期間は、原則として、契約締結の日から当該提案書による V E 提案に係る部分の工事に着手する 35 日前までとする。

3 工事総括部長は、工期の設定に当たっては、15 日間以上の提案準備期間が確保されるよう配慮するものとする。

(契約後 V E 技術審査委員会)

第 6 条 工事総括部長は、V E 提案の審査を行う組織として、契約後 V E 技術審査委員会 (以下「技術審査委員会」という。) を設置するものとする。

2 技術審査委員会は、V E 提案の審査を所掌するものとする。

(V E 提案の審査)

第 7 条 工事総括部長は、契約の相手方から V E 提案書の提出があったときは、速やかに技術審査委員会に付議するものとする。

2 V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性及び設計図書と比較した経済性等を評価するものとする。

3 V E 提案の採否は、工事総括部長が技術審査委員会の審査に基づいて決定するものとする。

(V E 提案の採否の通知)

第 8 条 V E 提案の採否を決定したときは、工事総括部長が、原則として V E 提案の受付後 14 日以内に、契約の相手方に対して書面により通知するものとする。この場合において、V E 提案を適正と認めず採用しないときは、その理由を付して通知しなければならない。

2 前項の期間は、契約の相手方の同意を得た上で、これを延長することができる。

(V E 提案が適正と認められた場合の設計変更等)

第 9 条 施工担当部所長は、V E 提案を適正と認めた場合は、設計図書の変更を行わなければならない。

- 2 前項の規定により設計図書の変更を行った場合においては、速やかに契約金額の変更の手续をとり、経理部長に契約変更の請求等を行うものとする。
- 3 前項の規定により契約金額の変更を行う場合においては、V E 提案により契約金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 4 V E 提案が適正と認められた後、約款第 17 条の規定に基づく条件変更が生じた場合であっても、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

（V E 提案の取扱い）

- 第 10 条 V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できることを契約条件とするものとする。ただし、知的財産権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りでない。
- 2 前項に規定する内容については、入札説明書、特記仕様書等に明記することにより、契約の相手方に周知するものとする。

（責任の所在）

- 第 11 条 水道局がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った契約の相手方は責任を免れないことを契約条件とするものとする。
- 2 前項に規定する内容については、入札説明書、特記仕様書等に明記することにより、契約の相手方に周知するものとする。

（報告等）

- 第 12 条 工事総括部長は、契約後V E を実施したときは、その実施状況及び結果について、建設部長に報告するものとする。
- 2 建設部長は、契約後V E の実施に関し、工事総括部長に対して随時報告を求めることができる。

（その他）

- 第 13 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、水道局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。